選　挙　人　名　簿　登　録　証　明　書

選挙人名簿に記載
されている住所
氏　　名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

平成何年何月何日交付

都（何道府県）何郡（市)(区）何町（村）
選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

選　挙	選　挙 期　日	令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付	令第59条の６の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			
何　選　挙	平成何年何月何日	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	何県何郡（市)(区）何町（村）交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長　印	交付

備考　この証明書の有効期間は、交付の日から７年とする。

備考

1　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
2　令第35条第２項の規定によつて記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
3　令第53条又は第54条の規定によつて記入する場合においては、「令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
4　令第59条の６第４項の規定によつて記入する場合においては、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
5　令第59条の６第16項の規定によつて記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。
6　南極調査員について
①令第35条第３項の規定によつて記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
②令第59条の８第３項において準用する令第59条の６第４項の規定によつて記入する場合においては、「船長に対する交付」欄に「隊長へ交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
③令第59条の８第３項において準用する令第59条の６第16項の規定によつて記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。